

NICE! 職場ぐるみの健康づくりを応援



健康経営事業所レポート vol 4

“健康で活力ある職場づくり” 産業医は最高のアドバイザー

「産業医に何を相談すればいいの?」「相談時間を作っても来ない。」等の悩みが聞かれる一方で産業医を上手に活用しながら着実に職場の健康管理が充実している事業所があります。今回は「産業医と連携した職場の健康づくり」についてまとめてみました。

活力ある職場づくりには、従業員一人一人の健康が重要です。産業医等専門職のアドバイスを上手に活かし計画的に職場の健康管理を進めていきましょう。

○産業医の選任

労働安全衛生法では、**従業員50人以上規模の会社**の事業主に対して、**産業医**を選任して職場巡視などの業務を実施するための権限を与えることを義務づけています。

〔産業医の主な業務〕

健康管理・作業環境の管理・作業の管理・衛生教育



健診結果をもとに
個人面談・就業上の指導



Point

○産業医と連携した職場の健康づくりを推進する!

Step 1

○会社のことをよく知ってもらうことが大切です。そして従業員の健康課題と一緒に整理していきましょう。

○必ず定期的に来てもらい役割を明確にしておくことが重要です。

Step 2

〔特に産業医にお願いしたいこと〕

- 職場巡視と労災予防のアドバイス
- 安全衛生委員会への出席 専門的見地から助言
- 健康診断結果の確認と指導（有所見への面談・就業制限の指示）
- 会社の健康リスクに基づく講話（生活習慣病・メンタルヘルス・喫煙対策）
- 長時間・過重労働者・休職・復職時の面談、個人面談



産業医がない50人未満の事業所は「地域産業保健センター」を活用できます。

○地域産業保健センターの産業保健サービスを有効活用（利用は無料）

従業員50人未満規模の会社の事業主や労働者を対象として、専門職（医師や保健師）による健康相談、健康診断の事後措置、面接などの事業所の健康管理をサポートしています。

- ◇健康診断後の医師からの意見聴取
- ◇長時間労働者に対する面接指導
- ◇労働者の健康管理・メンタルヘルスに関する相談や指導
- ◇個別訪問による産業保健指導

《相談窓口》大分県北地域産業保健センター
中津市大字永添（中津市医師会内）
070-2153-0812

めざせ健康寿命日本一！健康寿命を延ばす鍵は・・・
減塩-3g +野菜350g+ 歩数プラス1,500歩



【お問い合わせ先】 北部保健所 地域保健課 TEL:0979-22-2210 平成28年8月9日発行

職場の健康づくり取り組みチェック



①職場の健康づくり体制整備 ②健康診断の実施・事後措置

職場の健康づくりを進めていきたいが、担当者一人では難しい。そこで、事業主と担当者が主体となってStepアップしながら体制を整えていけるチェックリストと取り組みヒントを紹介していきます。今後、実際の活動につながる「喫煙対策」「メンタルヘルス」「運動・食事」について掲載する予定です。

①職場の健康づくり体制整備

Step 1	<input type="checkbox"/> 事業主が健康づくりの大切さを重視し担当者を選任する。 (衛生管理者・安全衛生推進者等)
Step 2	<input type="checkbox"/> 職場の健康づくりについて話し合う場を定期的を開催している。 (安全衛生委員会・朝礼・ミーティング他)
Step 3	<input type="checkbox"/> 社員の健康保持増進について、産業医と定期的に相談する機会を設けている。または相談する医師・専門職がいる。

②健康診断の実施及び事後措置

Step 1	<input type="checkbox"/> 職員に健診の周知をする。安全衛生委員会や朝礼、社内広報等で健診受診の徹底を図る。
Step 2	<input type="checkbox"/> 事業主が健診結果を把握、結果から社内の健康リスクを把握する。 (治療中・要治療者の把握、社員全体の健康状態と課題の把握)
Step 3	<input type="checkbox"/> 健診結果をもとに産業医に就業上の留意点を確認する。 (二次検査受診確認・有所見者の医師面談・健康講話等)



職場の体制づくり取り組みヒント



○健康づくり担当者の選任

労働安全衛生法において、事業主に対し従業員50人以上の会社は「衛生管理者」を、10人以上50人未満の会社は「安全衛生推進者」(一定業種は「衛生推進者」)を選任することが義務付けています。事業主と選任された担当者が中心となり、産業医に相談しながら対策を進めていきます。*下記「安全衛生推進者養成講座」参照

○対策を検討する場の設置

50人以上の会社では、「衛生委員会」を設置し、健康障害防止の基本対策や健康保持増進のための対策を企画・運営することを義務づけています。

50人未満に会社は、「衛生委員会」を設置するか、各部署より「健康づくり推進員」を選任してミーティングを定期的を開催することもよい方法です。

○検討内容(例)

- 健診二次検査結果の徹底、結果確認方法の取り決め
- 職場内巡視の実施(産業医と一緒に巡視し環境アドバイスを受ける。)
- 健康講話の計画
ex 「喫煙者が多いね。喫煙対策の話を産業医にお願いしよう。」
「肥満者、運動不足の人が気になる。みんなで運動をしよう。
日本一周ウォークラリーを企画しようか。」
- 健康機器設置、レクリエーション、社内健康イベントの企画

血圧の高い人が多いね。
血圧計を設置してはどうかかな?

>安全衛生推進者を選任されていますか?

「安全衛生推進者養成講習」ご案内

日時：平成28年10月12(水)~13日(木) 受講料要

問い合わせ：(一社)大分県労働基準協会 中津支部

TEL 0979-26-1731

